

岩手県告示第 114 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 2 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 軽米種市線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字上館第 43 地割字大道口 2 番 21 地先から 2 番 4 地先まで	新	m 38.4～17.2	m 136.0
	旧	34.5～11.7	136.0
九戸郡軽米町大字上館第 44 地割字松山 7 番 1 地先から第 46 地割字鶴飼 11 番 40 地先まで	新	29.1～11.4	967.0
	旧	26.3～9.7	967.0
九戸郡軽米町大字上館第 46 地割字鶴飼 11 番 40 地先から 15 番 1 地先まで	新	25.2～14.8	220.0
	旧	25.0～11.9	220.0
九戸郡軽米町大字上館第 46 地割字鶴飼 15 番 1 地先から第 47 地割字鶴飼 5 番 3 地先まで	新	39.7～17.5	237.0
	旧	32.5～15.3	237.0
九戸郡軽米町大字上館第 47 地割字鶴飼 5 番 2 地先から洋 野町種市字種市岳国有林 196 林班い 5 小班地先まで	新	52.3～14.7	1,842.0
	旧	37.2～14.0	1,842.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 二戸地方振興局土木部

(2) 期間 平成 19 年 2 月 13 日から同年 3 月 13 日まで